

研修会・学術団体後援等に関する規程

(総則)

第1条

この規定は、一般社団法人千葉県診療放射線技師会(以下、「本会」という)が研修会・学術団体後援等に関する事項を定めるものである。

(研修会)

第2条

本会で規定する「研修会」は、以下のものとする。

- (1) 支部勉強会
- (2) 市民公開講座
- (3) 勉強会
- (4) 学術大会
- (5) その他、運営委員会が認めたもの

(参加費・受講料・会場整理費等)

第3条

第2条に規定する研修会の参加費には受講料・会場整理費を含み、以下のとおりとする。

- (1) 本会および日本診療放射線技師会(以下、「日放技」という)会員の参加費は、500円を基本に主催者が定める。
- (2) 本会および日放技非会員の参加費は、1,000円を基本に主催者が定める。
- (3) 学生および一般市民の参加費は無料とする。
- (4) 上記に該当しない場合は主催者の判断で定めることができる。ただし、研修会終了後、会長に対し速やかに報告すること。

(講師料・講演料等)

第4条

講師料・講演料等については、会計規程第5条に準ずる。

(会計処理)

第5条

会計処理は以下により行う。

- (1) 支部勉強会は当該支部により会計処理を行い、本会に提出する。
- (2) その他については、全て本会会計処理(講師費・参加費含む)とする。

(学術団体後援の目的)

第6条

千葉県内を本拠として活動する学術研究会・勉強会等(以下、「研究会」という)の後援を行うことにより、千葉県内で活動する医療従事者間の情報交換を活性化し、本会定款第4条に基づく事業の目的達成を図る。

(後援の名称)

第7条

本規定により後援を認められた研究会のみ、一般社団法人千葉県診療放射線技師会後援の名称を使用することを認める。

(後援の基準)

第8条

千葉県内において、主として診療放射線技師を対象とし、また公開した研究会を開催していること。

第9条

下記の項目のいずれか一つでも該当する場合は、研究会への後援を認めない。

- ①研究会の運営が閉鎖的に行われる可能性があるとき。
- ②研究会の利益が特定の参加者に対してのみ与えられる可能性があるとき。
- ③研究会への参加者が一部に限定される可能性があるとき。
- ④研究会世話人が5人以下は原則として認めないが、例外として過去の実績を考慮して理事会で審議できる。
- ⑤研究会の目的が本会の目的に則していないとき。

(後援費)

第10条

後援費については、会計規程第6条に準ずる。

(後援の公募・申請・内容審議、後援費の交付)

第11条

公募は「せんぼう」および本会ホームページにおいて行う。

第12条

後援を希望する研究会は、次に定める書類を本会会長宛てに提出しなければならない。

- ①本会既定の申請書に必要事項を記載、もしくは任意の書式に以下の内容を記載すること。
 - ・研究会の名称および代表者の氏名
 - ・研究会の主たる開催場所および連絡先
 - ・研究会の目的
 - ・活動実績
 - ・申請年度の事業計画
 - ・前年度収支決算書
- ②申請書は毎年度提出すること。

第13条

可否決定は理事会決議とする。

第14条

後援費は後援決議後に交付される。

- ①交付を受ける研究会は会の公印を押した領収書を発行すること。
- ②研究会終了後、収支決算報告書を提出すること。

(後援記載)

第15条

研究会開催時のパンフレット等に「後援(一社)千葉県診療放射線技師会」と明記することとし、その方法については研究会に一任する。

(報告)

第16条

研究会開催後、2週間以内に本会に報告書を提出すること。報告書は本会既定の書式もしくは任意の書式に、開催内容の概略および参加者数の内訳(総数および可能であれば本会会員数)を明記したものとする。

(後援費の返還)

第17条

後援を受けた研究会が研究活動を行わなかった場合、または正当な理由なく報告書を提出しなかった場合は、交付した後援費の全額もしくは一部を返還させるものとする。

(事業年度)

第18条

毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(規定の改廃)

第19条

本規定の制定または改廃については理事会の承認を要するものとする。

平成30年4月1日同日施行
平成30年4月27日改正同日施行